

移動支援（身体介護を伴わない）の時間帯をまたがる場合の請求サービスコードについて

<早朝・日中・夜間・深夜の時間帯について>

時間帯	
早朝	6時～8時
日中	8時～18時
夜間	18時～22時
深夜	22時～6時

1 加算の時間帯を一切またがらない場合

加算の時間帯を一切またがらない場合は、下記のとおり「〇〇のみ」の請求サービスコード（「日中2.0」等）で算定します。

例	請求サービスコード
7:00 ～ 8:00	「早朝1.0」
10:00 ～ 12:00	「日中2.0」
15:00 ～ 18:00	「日中3.0」
18:00 ～ 19:30	「夜間1.5」

2 所要時間の最小単位内で加算の時間帯をまたがる場合

所要時間の最小単位30分の中で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 最小単位30分の真ん中で加算の時間帯をまたがる場合

30分全てを前半15分の加算の時間帯で算定します。

イ 最小単位30分の中でどちらかの加算の時間帯にかたよる場合

30分全てをかたよる方の加算の時間帯で算定します。

例	請求サービスコード
7:45 ～ 8:15	「早朝0.5」
16:45 ～ 18:15	「日中1.5」

3 最初の1.5時間以上で加算の時間帯をまたがる場合

最初の1.5時間以上で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 最初の加算の時間帯

「〇〇のみ」の請求サービスコード（「日中3.0」等）で算定します。

イ 上記アの後の異なる加算の時間帯

「〇〇増分」の請求サービスコード（「夜間増1.5」等）で算定します。

例	請求サービスコード
8:00 ~ 19:30	「日中10.0」「夜間増1.5」
15:00 ~ 20:00	「日中3.0」「夜間増2.0」
15:00 ~ 23:30	「日中3.0」「夜間増4.0」「深夜増1.5」

4 最初の1.5時間以内で加算の時間帯をまたがる場合

最初の1.5時間以内で加算の時間帯をまたがる場合は、下記のとおり算定します。

ア 加算の時間帯をまたがる最初の1.5時間以内

「〇〇+〇〇」の請求サービスコード（「早朝1.0・日中0.5」等）で算定します。

イ 上記アの後の時間帯

「〇〇増分」の請求サービスコード（「日中増1.0」等）で算定します。

例	請求サービスコード
7:00 ~ 8:30	「早朝1.0・日中0.5」
7:00 ~ 9:30	「早朝1.0・日中0.5」「日中増1.0」
17:30 ~ 18:30	「日中0.5・夜間0.5」
17:00 ~ 20:00	「日中1.0・夜間0.5」「夜間増1.5」
17:00 ~ 23:00	「日中1.0・夜間0.5」「夜間増3.5」「深夜増1.0」